

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<https://www.prudential.co.jp/>



Prudential

2022年8月22日

プルデンシャル生命保険株式会社
プルデンシャル信託株式会社

単身世帯等の亡くなった後の事務手続きをサポートする新サービス 「終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～」を提供開始

プルデンシャル生命保険株式会社(代表取締役社長 濱田 元房、以下「プルデンシャル生命」)の子会社であるプルデンシャル信託株式会社(代表取締役社長 星 智之、以下「プルデンシャル信託」)は8月22日より、単身世帯等の死後事務の不安に備える新サービス「終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～」(以下、「本サービス」)の提供を開始いたします。

日本において生涯未婚率は増加傾向にあり、将来的に50歳以上の一人世帯が大幅に増加することが見込まれています*。本サービスは、そのような中で長寿に備え生命保険での資産形成をされている方が、自身の死後事務にも備えられるよう、プルデンシャル信託が開発したものです。

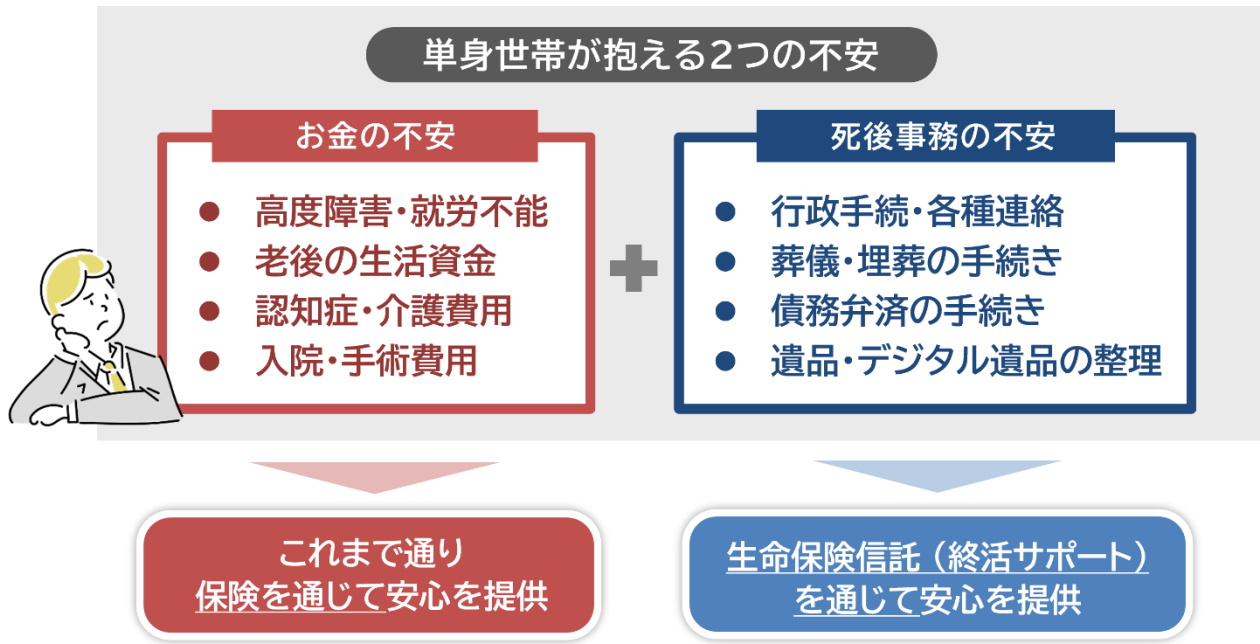
プルデンシャル生命のご契約者さまは、死後事務の手配を行う死後事務受任者(司法書士法人等)と死後事務委任契約を、そしてプルデンシャル信託と生命保険信託契約を結ぶことにより、死後事務委任契約にかかる費用を信託財産(死亡保険金等)からお支払いすることができるようになります。本サービスを通じて、死後事務(行政手続、葬儀・埋葬、債務弁済、遺品整理等)を誰に頼むか、費用をどう支払うかといった不安を安心に変えるお手伝いをさせていただきます。

サービス開始時の死後事務受任者は2法人となり、ご提供できる地域は限定的となっておりますが、将来的に日本全国でご利用いただけるよう展開していく予定です。

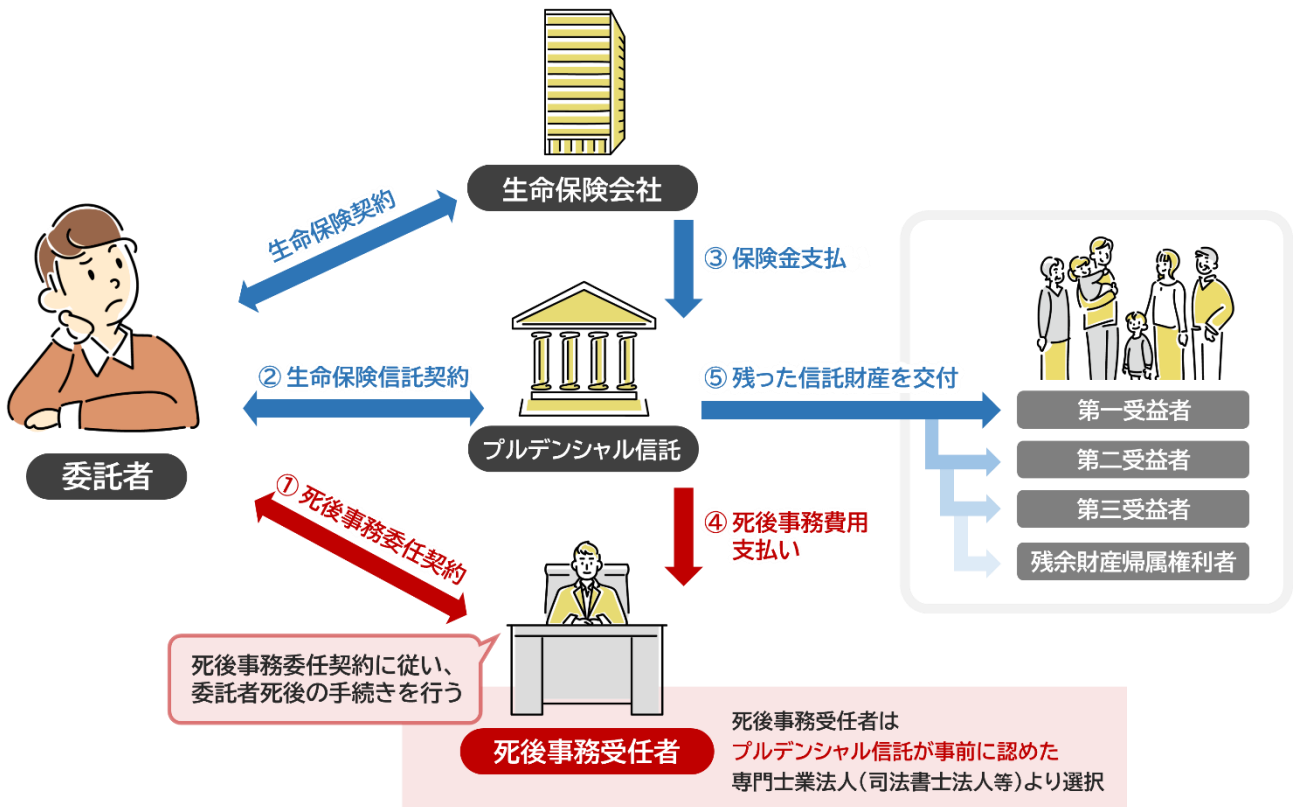
当社では、生命保険のプロフェッショナルであるライフプランナー(営業社員)によるコンサルティングを通じて、オーダーメイドの保障をご提案しております。今後とも、多様なお客さまのあらゆるライフステージのニーズにお応えし、ライフプランナーが「Partner for Life」として終生にわたるご安心をお届けできるよう努めてまいります。

* 国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」より

■単身世帯が抱える「2つの不安」に生命保険と信託の仕組みで安心を提供



■「終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～」の仕組み



・委託者死亡の際の流れ

①委託者ご逝去



委託者

②死後事務執行



死後事務受任者

死後事務委任契約に従い、委託者死後の手続きを行う

③死後事務費用請求

④死後事務費用支払



プルデンシャル信託

⑤残った信託財産(*)を交付

※残った信託財産がない場合は受益者への交付はなし



第一受益者

第二受益者

第三受益者

残余財産帰属権利者

■死後事務受任者

| No. | 死後事務受任者名 | 所在地 | ホームページ |
|-----|--|---|---|
| 001 | 勝司法書士法人 | 東京・大阪・神奈川 | https://katu-sihousyosi.com/archives/category/seinenkoken/sigojimu |
| 002 | 一般社団法人 プラスらいふサポート (プラス事務所司法書士法人) | 東京・神奈川・千葉・埼玉・福岡・ 長崎・熊本(沖縄・鹿児島・広島・ 岡山・香川は系列のフランチャイズ が対応します) | https://pluslifesupport.or.jp/shigojimuinn |

プルデンシャル信託株式会社 信託契約代理店 プルデンシャル生命保険株式会社(信託契約代理業務の種類: 媒介)

生命保険信託をご契約いただくにあたり、信託報酬およびその消費税相当額が必要となります。詳細はプルデンシャル信託株式会社のホームページ(<https://www.pru-trust.co.jp/trust/cost/>)をご参照ください。

本サービスのご利用にあたっては、お客様は、プルデンシャル信託のウェブサイト「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」専用ページに掲載されている死後事務受任者と死後事務委任契約を締結する必要があります。それ以外の死後事務受任者と死後事務委任契約を締結された場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

死後事務は死後事務受任者が提供するサービスであり、プルデンシャル生命またはプルデンシャル信託が提供するものではありません。

記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。

以上